# ひとり親世帯臨時特別給付金 支給要件確認フローチャート

※「児童扶養手当の受給資格者」とは児童扶養手当法第４条に定める支給要件を満たす児童を監護する方です
（主なケース）
- 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が障害の状態にある児童
- 父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童　など

**ここから確認**

令和２年６月分の児童扶養手当が支給されている方ですか？

- はい → 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、令和2年2月分以降の収入が減少しましたか？
  - はい → 国の給付金 ＋ 追加給付
  - いいえ → 国の給付金
  - 【対象者①】
- いいえ ↓

以下のいずれかに該当しますか？
- 公的年金等受給により令和2年6月分の手当が全部停止となっている
- 仮に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の手当が公的年金等受給により全額又は一部停止されたと推測される

- はい → 平成30年中の収入が以下の支給制限の限度額未満ですか？

  【申請者】　【扶養義務者】
  扶養１人　約365万円　約420万円

  扶養人数が２人以上の場合は、１人増えるごとに475,000円を加算してください。

  - はい → 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、令和2年2月分以降の収入が減少しましたか？
    - はい → 国の給付金 ＋ 追加給付
    - いいえ → 国の給付金
    - 【対象者②】
  - いいえ ↓

（注）扶養義務者とは、申請者の同居の父母、祖父母、兄弟姉妹等のことです。また、扶養の人数は申請者又は扶養義務者が平成30年12月31日時点で養っている親族等の数です。

- いいえ ↓

給付金を申請する時点で児童扶養手当の受給資格者（※）ですか？

- はい → 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、令和2年2月分以降の収入が減少しましたか？
  - はい → 令和２年２月以降の任意の月の収入（１カ月）を12倍した金額が以下の支給制限の限度額未満ですか？

    【申請者】　【扶養義務者】
    扶養１人　約365万円　約420万円

    扶養人数が２人以上の場合は、１人増えるごとに475,000円を加算してください。

    - はい → 国の給付金　【対象者③】
    - いいえ ↓
  - いいえ ↓
- いいえ ↓

以下のいずれかの要件を満たしますか？

【要件①】
離婚協議中で配偶者と別居し、かつ、婚姻を解消した際には受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母

【要件②】
申請時点において、配偶者からの暴力を理由に児童とともに避難し、配偶者と生計を別にしている方で、仮に婚姻を解消した際には受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母

- いいえ → 給付金不支給
- はい ↓

**市　の　給　付　金**　【対象者④】